

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

整理番号	40-2	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	64)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

国家資格等のオンライン登録申請に係る経由事務の廃止等

提案団体

埼玉県、山形県、福島県、栃木県、さいたま市、川崎市、川口市、越谷市、岐阜県、大阪府

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

- (1) 国家資格等のオンラインでの登録申請については、保健所及び都道府県を経由せず、国が申請者に免許を直送すること。
- (2) 国家資格等の紙の免許を交付するのではなく、電子証明書を免許原本とし、紙の印刷が必要な場合は本人が電子証明書を印刷する方式とすること。

具体的な支障事例

令和6年度に、マイナポータルを経由する国家資格等情報連携・活用システムを構築し、「国家資格登録手続き等のオンライン化」及び「国家資格等の情報の提示・認証等のデジタル化」が図られる予定である。

デジタル・ガバメント実行計画で、このシステム構築は、申請者の対面や郵送での手続の負担、行政機関等の紙ベースの処理等の負担を解消するため、届出時の添付書類を省略し、また当該資格の所持をマイナンバーカードの電子証明書で提示できるようにするものとされている。

医師免許等の厚生労働大臣免許で導入が進められており、保健所への来所や紙書類の提出が不要となる。しかし、医師等の免許について、令和6年1月24日に、オンラインによる申請等が行われる場合には、国家資格等情報連携・活用システムを使用した審査等を、紙の場合と同様に都道府県経由で行うことを想定しているとの連絡があった。

保健所は申請者に開庁時間に合わせ受け取りに来よう通知することとなり、オンライン化しても来庁する負担が軽減されない。国が申請者から郵送費を徴収し紙の免許証を直送すれば来庁負担がなくなる。

また、そもそもデジタル資格者証(スマートフォンで資格所持を提示できる機能)が整備されることから、これを原本とすれば、紙の免許証を保持・提示する必要はなく利便性が向上する。

国家資格登録手続き等のオンライン申請の事務の流れは、「紙の場合と同様」とすることなく、デジタル・ガバメント実行計画の取組方針の趣旨を踏まえ、申請・審査・交付の一連の処理を都道府県(保健所)を経由することなく、国が一元的に実施すべきである。また、紙の免許でなく電子証明書を免許原本とし、紙の印刷が必要な場合は本人が電子証明書を印刷する方式とすることを提案する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

1. 業務従事までの期間短縮 早く業務に従事できるよう、申請者本人のみならず勤務先からも免許登録済みかとの問合せが多い。
2. 窓口に行く負担の軽減 申請者からは開庁時間に保健所窓口に行くことが就業等で負担であるとの意見がしばしば寄せられる。
3. 携帯できる免許の要望 埼玉県調理師会から調理師免許を紙ではなく、運転免許証のようにいつも携帯できるような形態にして利便性を向上してほしいとの要望が出された。大臣免許・知事免許を問わず、免許紛失時の

再発行が、デジタル資格者証が原本となれば発生しなくなる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

県民の来庁負担の軽減、電子証明書化によるペーパーレス、手続削減につながる。業務に従事できるようになる期間の短縮も期待される。

根拠法令等

例) 医師免許
医師法第6条第2項
医師法施行令第3条、第5条第1項、第6条第1項、第8条第1項及び第9条第1項、第9条第5項並びに第10条第1項及び第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、茨城県、東京都、墨田区、荒川区、神奈川県、川崎市、長野県、寝屋川市、兵庫県、広島市、山口県、徳島県、久留米市、佐世保市、熊本市、鹿児島市

○都道府県の経由事務が廃止されないと、引き続きオンライン上で申請を審査し、窓口で免許証を交付する事務を行う必要があり、事務負担の軽減が期待できない。

各府省からの第1次回答

(1)「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日)に基づき、デジタル庁において、国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築が進められており、医師等の免許申請においても、令和6年秋より当該システムを活用したオンラインでの申請を開始する予定である。
オンライン申請により、事務の一部が省略されて都道府県事務の負担が軽減される見込みであり、当該システムの活用により、都道府県の事務負担が可能な限り軽減されるよう、厚生労働省において、検討していきたい。また、都道府県事務のさらなる軽減に向け、オンライン申請や紙申請の場合の都道府県事務の廃止については慎重に検討していきたい。
医師等の免許証の授受にかかる来庁の負担に対する配慮については、医師等免許登録確認システムによる登録済証明書のオンライン発行、紙申請書への添付によるはがき発行により対応をしている。
(2)デジタル庁において開発・構築を行っている国家資格等情報連携・活用システムにおいては、原本所持の代替手段等として活用できる機能として「デジタル資格者証」の機能を設けることとしている。これは、名簿情報を基にマイナポータル上で資格情報を表示しないしは、電子媒体の形式で出力するものであり、改ざん検知を可能とする仕組みも組み込むこととしている。
デジタル資格者証については、厚生労働省において、原本所持の代替手段等としての積極的な活用に向けた対応を検討し、また、デジタル庁において、各資格の実情を踏まえた機能改善の実施について、検討を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

(1)オンライン化により、都道府県事務の負担が軽減されるのお見込みであるが、現時点で厚生労働省から示されている医師等の免許証のオンライン申請では、申請者に対して免許証発行のお知らせをする機能や現在窓口で徴収している郵券に代わる郵送料を徴収する機能が実装されないなど負担軽減とは言えない。むしろ都道府県においては紙申請とオンライン申請の両方に対応する必要があり、事務及び費用面の負担は増える見込みである。これらの負担がいずれも紙の免許証を都道府県を経由して交付することにより生じているものであるからこそ、都道府県の経由事務を廃して国が申請者に対して免許証を直送するよう提案している。慎重に検討されるのであれば、都道府県が必要とする機能の実装等の必要な調整が行われるまではオンライン申請の開始時期を延期いただき、必要な措置等が行われないのであれば検討期間中は都道府県が行う経由事務を厚生局等において担当いただきたい。
なお、来庁の負担に対する配慮として挙げている登録済証明書のオンライン発行及び紙申請書への添付によるはがき発行は、免許証交付までの間の資格証明のための措置であり、免許証の授受に係る来庁は必要となることから配慮とはならない。また、国が申請者に対して免許証を直送すれば、都道府県を経由する期間が短縮さ

れるため、登録済証明書の発行といった措置の必要性が下がることを申し添える。

(2) 上記(1)に関する第1次回答の不十分さは、電子証明書を免許証原本とする検討が進んでいないことがその一因であると思料する。提案内容の実現を図るべく、厚生労働省及びデジタル庁における検討を早急に進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【宮城県】

厚生労働省の説明会資料では、「国家資格システムの申請の場合、郵送交付の切手代について、各都道府県毎に手数料を設定出来る機能を具備していないため対応不可」とあり、厚生労働省からはオンライン申請については郵送交付を行わないなど、都道府県の判断において適正に運用していただきたいとの回答があった。

つまり、申請者はオンライン申請の場合は免許証を窓口に取り取りに行かねばならず、紙申請の場合は来庁せずに郵送での受け取りが可能ということになる。経由事務の負担軽減が期待できないばかりでなく、申請者の負担軽減にもほど遠い状況となっている。国が申請者から郵送費を徴収し紙の免許証を直送すれば来庁負担がなくなることから、オンラインで完結する免許交付の方策をご検討いただきたい。

【墨田区】

(1) システムの効率的な活用(オンライン申請は都道府県等の経由不要)を早急に検討していただきたい。また、登録済証明書発行は医師等免許証交付と別の事務であり、免許証授受にかかる来庁負担への配慮・免許証交付遅れによる不利益への配慮の面からも、国から申請者へ免許証を直送していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

【全国市長会】

(1) 国家資格等のオンラインでの登録申請については、事務の一部をオンライン化しても、申請者の負担軽減は大きくなく、一方で、保健所や都道府県は既存の紙申請書への対応に加え、電子申請にも対応する必要がある、かえって事務負担が増え苦慮している。従って、自治体からの実務上の課題などを反映させた、実効性のあるオンライン化の推進、システムの効率的な活用を図る観点から、オンライン化を進める必要があるという意見が寄せられている。

(2) デジタル資格証については、病院監視時の医師免許確認等での利用も視野に自治体がシステム上で有資格者を確認できるようにしていただきたいとの意見も寄せられている。

各府省からの第2次回答

(1) 医師等免許証の交付事務については、都道府県における適切な医療提供体制の確保のため、医療関係資格制度の適正な運営が重要であり、国と都道府県において役割を分担して実施しているところです。ご提案の趣旨及び都道府県の運用状況等を踏まえつつ、引き続き、検討してまいります。

(2) 現行制度下においては、各資格の根拠法規の解釈において、免許証は紙により交付することが一般的な運用であるところ、法令上、「デジタル資格者証」を紙の免許証と同一の位置づけとすることができるのか等、国家資格システムにおける機能の実装状況等も踏まえて慎重に検討してまいります。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(2)】【厚生労働省(13)】

医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、死体解剖保存法(昭24法204)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)及び視能訓練士法(昭46法64)

免許証(医師法6条2項、歯科医師法6条2項、保健師助産師看護師法12条5項、診療放射線技師法8条1項、歯科技工士法6条2項、臨床検査技師等に関する法律6条2項、理学療法士及び作業療法士法6条2項及び視能訓練士法6条2項)、認定証明書(死体解剖保存法4条2項)及び指定医証(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令2条の2の2)のデジタル化については、国家資格等情報連携・活用システムにおける資格情報の証明及び提示機能の活用が進むよう環境を整備することについて、引き続き検討する。

4【デジタル庁(3)】【厚生労働省(14)】

医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、死体解剖保存法(昭24法204)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)及び視能訓練士法(昭46法64)

各法令で定められている免許等の申請(医師法施行令3条、歯科医師法施行令3条、保健師助産師看護師法施行令1条の3第1項、死体解剖保存法施行令1条、診療放射線技師法施行令1条の2、歯科技工士法施行令1条の2、臨床検査技師等に関する法律施行令1条、理学療法士及び作業療法士法施行令1条及び視能訓練士法施行令1条)等に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用することにより、都道府県経由事務の負担軽減を図るとともに、オンラインによる手続の場合の都道府県経由事務の廃止等について引き続き検討し、それを踏まえ、可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

4【デジタル庁(4)】【厚生労働省(16)】

准看護師の登録事項の変更(施行令3条3項)等に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる手続の場合には、就業地の都道府県知事の経由を要しないこととする。

4【デジタル庁(5)】【厚生労働省(21)】

精神保健指定医の指定のための申請等(施行令2条の2から2条の2の5)に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる手続の場合には、都道府県知事の経由を要しないこととする。